

公益社団法人神奈川県理学療法士会
事務所出入口の鍵・セキュリティカードの貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下「本会」という）の保有する財産並びに個人情報等の保護のため、事務所出入口の鍵・セキュリティカード（以下「鍵等」という）の貸出・管理について、必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 鍵等を貸出できる対象者

- (1) 理事
- (2) 事務職員
- (3) 各部長及び委員長
- (4) 会長が特に承認した者

(貸出及び貸出簿)

第3条 前条に定める貸出対象者が事務所出入口の鍵等の貸出を希望するときは、貸出申請及び借り受け書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、鍵等の貸出状況を明らかにしておくため、事務所出入口の鍵等の貸出簿（様式第2号）を整備しておかなければならない。

(貸出期間)

第4条 第2条に定める貸出対象者のうち(1)(2)(4)の鍵等の貸出期間は、それぞれの任期内とする。

- 2 第2条に定める貸出対象者のうち(3)(4)の貸出期間は、会議室運用規程に基づいて申請した期間とする。

(管理方法)

第5条 鍵等の貸出を受けた者は、良好に管理し、使用しなければならない。

- 2 貸出を受けた者は、当該貸出を受けた鍵等を複製、転貸してはならない。

(盗難・紛失届)

第6条 貸出を受けていた者が、盗難・紛失等（以下「紛失等」という）で当該鍵等を失ったときは、事務所出入口の鍵等盗難・紛失届（様式第3号）を、すみやかに会長に届出なければならない。

(盗難・紛失後の対応)

第7条 会長は、前条の届出を受けたときは、事務所内にある本会が保有する財産並びに会員及び業務上で取得した個人情報等保護の観点から、次の対応により本会が保持する個人情報等の保護を図るものとする。

- (1) 鍵の紛失等の場合、当該鍵の複製・修繕ではなく、鍵本体の取替
- (2) セキュリティカードの場合は、当該カードの失効と新規カードの発行

(弁償と費用負担)

第8条 前条に関わる鍵の取替及びセキュリティカードの新規発行について、盗難・紛失者は、当該取替等に要する次の費用を負担する。

ただし、次のもの以外は、本会が負担する。

- (1) 鍵本体の取替費用

- (2) 鍵一個（自分用）
- (3) セキュリティカードの失効と新規発行費用

（現状復帰とその支払方法）

第9条 鍵の場合は、機器の取替及びセキュリティカードの場合は、失効と新規発行について、会長は、それぞれ専門業者に委託し、当該費用を紛失者に弁償費用とし請求する。紛失者は、弁償費用に係る請求書の届いた日から14日以内に指定された口座に、請求された金額を振込むこと。

（弁償費用の返還）

第10条 盗難・紛失届後、当該鍵等を発見した場合、すみやかに当該鍵等の発見した旨を会長に申し出なければならない。
ただし、取替工事实施後及びセキュリティカードの新規発行後の弁償費用の免除・返還はしない。

（弁償費用の免除）

第11条 本人の責に負わない業務上等の紛失等で弁済させることが不適当な場合で、かつ、理事会の承認があったときは、費用を免除することができる。

（鍵等の返還）

第12条 貸出を受けていた者が、本規程に違反したときは、原則速やかに貸出の鍵類を返還しなければならない。なお、違反の内容や経緯について弁明する機会を有するものとする。

（その他）

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める

附則

- 1 この規程は、平成27年6月9日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年11月1日より、一部改訂のうえ施行する

(様式第1号)

出入口の鍵等の貸出及び借り受け書

申請月日 年 月 日

(公社) 神奈川県理学療法士会会長 様

(借り受け人)

役職名等

氏 名

印

私は、事務所出入口の鍵等の貸出規程第2条に関わる対象者であります。
この度、鍵等の貸出を希望し、鍵等の借り受けにあたり本規程を厳守することを約束し、
鍵等の借り受けを申請いたします。

また、本申請に基づき、本日、事務所出入口の鍵等の借り受けを受けました。

1 鍵番号

2 セキュリティカード番号

3 借り受け期間 年 月 日～ 年 月 日

事務局処理欄 (記載しないでください)		
	日付	確認印
本票受理日		
鍵返却日		
セキュリティカード返却日		

(様式第2号)

事務所出入口の鍵等の貸出簿 (No. 1)

番号	貸出 年 月 日	役職名	氏 名	鍵番号等 カード番号	返済日 等備考
1	年 月 日				
2	年 月 日				
3	年 月 日				
4	年 月 日				
5	年 月 日				
6	年 月 日				
7	年 月 日				
8	年 月 日				
9	年 月 日				
10	年 月 日				
11	年 月 日				
12	年 月 日				
13	年 月 日				
14	年 月 日				
15	年 月 日				
16	年 月 日				

(様式第3号)

事務所出入口の鍵等盗難・紛失届

届出月日 年 月 日

(公社) 神奈川県理学療法士会会長 様

(借り受け人)
役職名等

氏 名 印

私は、借り受けていた事務所の出入口の鍵等(鍵・セキュリティカード)を紛失・盗難に遇いましたのでご報告いたします。

また、貸出規程第8条にもとづき、当該鍵の取替・セキュリティカードの失効と新規発行を専門業者に委託し、その費用の自己負担分について弁償いたします。

なお、紛失等の経緯は、次のとおりです。

記

- 1 紛失(盗難)年月日
年 月 日
- 2 紛失(盗難)の場所
- 3 盗難届の有無
有 無 月 日、 交番・警察署
- 4 紛失(盗難)の経緯